

「弁理士“絆”プロジェクト」 金融機関チームの活動報告

～金融機関へのアンケート結果、及び特許庁実施のアンケート結果の分析～

「弁理士“絆”プロジェクト」金融機関チーム WG 第3部会

太田 昌孝^{*}，須藤 浩^{**}，香坂 薫^{***}，
三上 敬史，両部 奈穂子

要 約

2019年度、日本弁理士会では、多方面の方々と弁理士との連携を深め、弁理士が活躍できる知財立国を実現するため「弁理士“絆”プロジェクト」を立ち上げた。

「弁理士“絆”プロジェクト」の一環として立ち上げられた金融機関チームでは、金融機関の職員を対象とした「弁理士“絆”プロジェクト」事業を的確・適切に行うため、本事業の実施に先立ち、全国の金融機関に対して、知的財産の認知度、「弁理士“絆”プロジェクト」の一環として実施予定の知財研修プログラムへの関心度、金融機関における知的財産に関するニーズ等を調査するアンケートを実施した。

アンケートは、特許庁の中小企業知財金融促進事業の一環として全国の金融機関を対象として実施されたアンケート結果と対比できるように、「知財金融の実態に関するアンケート調査結果（平成28年度、平成29年度、平成30年度）」を参考に実施した⁽¹⁾。

アンケートを実施した結果、知的財産や弁理士の認知度は高いものの、これらの認知度と比較すると、相談できる弁理士が少なく、また、知財研修プログラムへの関心度が高いことから、金融機関の職員を対象とした「弁理士“絆”プロジェクト」事業を実施する意義が十分にあることが明らかとなった。

また、知的財産に関するニーズは様々であるが、「取引先ヒアリングに知的財産関連の内容も含めたい（40.5%）」、「知財事業性評価の活用（39.5%）」、「取引先の知財の価値の確認（39.2%）」といったニーズが高く、「取引先の知的財産に着目した融資制度（4.7%）」に対するニーズが低いことが明らかとなった。

目次

1. はじめに
 - (1) 「弁理士“絆”プロジェクト」の概要
 - (2) 金融機関チームの概要
2. アンケートの概要
3. アンケートの詳細
 - (1) 知的財産の認知度等
 - (2) 金融機関における知的財産に関するニーズ
 - (3) 知財研修プログラムへの関心度
 - (4) 弁理士の浸透度
4. 特許庁の中小企業知財金融促進事業
 - (1) 特許庁の中小企業知財金融促進事業の概要
 - (2) 「知財金融の実態に関するアンケート調査結果」について
5. アンケート実施後の状況
6. 終わりに

1. はじめに

(1) 「弁理士“絆”プロジェクト」の概要

2019年度、日本弁理士会では、第4次産業革命のフロントランナーとして弁理士がその使命を果たすべく夢と希望をもって活躍できる環境を整備し、弁理士の活躍によりあるべき知財立国を実現するため、金融機関、他士業、企業、アカデミア等の各方面との連携を深める「弁理士“絆”プロジェクト」を立ち上げた⁽²⁾。

「弁理士“絆”プロジェクト」の一環として、知的財産の専門家である弁理士と金融機関の職員との絆を築き、深めていくことで、金融機関、金融機関のクライアント企業、弁理士の三者が win-win-win となる

* WG長
** 副WG長
*** 第3部会長

関係の構築を目指して活動する、「金融機関チーム」が立ち上げられた。

(2) 金融機関チームの概要

特許庁における「中小企業支援」の施策の一つに「知財金融促進事業」がある。中小企業やベンチャー企業の事業における強みや今後の成長における経営資源を理解する上で重要な、特許などの知的財産を評価できる人材が金融機関に不足している等の理由から、知的財産は、金融機関による融資や本業支援に直結しづらいという事情がある。特許庁における「知財金融促進事業」では、金融機関に向けて、中小企業などの知的財産を活用したビジネスについての評価書を作成し、提供している。これにより、知的財産の価値や評価を「見える化」し、中小企業の持つ技術やブランドなどの知的財産に着目した融資や本業支援につながる「知財金融」の普及を促進している。

日本弁理士会としては、これまで、「弁理士知財キャラバン」、「知財広め隊」といった事業を「中小企業支援」の一環として行ってきた。これらの事業は、知財経営コンサルタントのスキルを持った弁理士が中小企業を訪問して、知財経営の観点から中小企業を支援したり、中小企業経営者に対して知的財産を広めたりする事業である。すなわち、日本弁理士会は、「中小企業支援」として、中小企業などに弁理士が直接的に働きかけることを内容とする事業を行ってきた。これにより、少しずつではあるものの、知的財産の価値、重要性、有用性などに気付いてくれる中小企業が増えてきた。しかしながら、日本弁理士会の支援や、個々の弁理士のサポートが行き届く中小企業は限られている。そのため、「知的財産」の重要性は理解しているが、何をしたらよいのか分からない、「知的財産」という言葉は聞いたことがあるけど自社には関係がないと思っている中小企業の経営者が多数いると思われる。このような中小企業には、日本弁理士会や個々の弁理士が直接的にアクセスすることが難しい状況である。


一方で、そのような中小企業であっても、必ずと言っていいほどメインバンクとなる金融機関を有している。すなわち、金融機関の職員は、多くの中小企業の経営者と日々のように接し、本業支援提案を行っている。しかし、知的財産の観点を含めた本業支援提案を行っている職員は、少ないものと思われる。逆に考

えれば、知的財産の観点を含めた本業支援を行うことができれば、他の金融機関に対する差別化を図ることも可能となる。

そこで、金融機関の職員に知的財産というものを知ってもらい、本業支援提案に生かしてもらい、その結果として、多くの中小企業の経営者に知的財産の価値、重要性、有用性などの気づきを与えることを目的に活動する「弁理士“絆”プロジェクト 金融機関チーム」が立ち上げられた。

「金融機関チーム」の活動は、以下の3本柱から構成されている。

- 1) 金融機関の職員向けの知的財産セミナーの開催
- 2) 知財力簡易評価ツールの提供
- 3) 弁理士によるフォローアップ制度

1) 金融機関の職員向けの知的財産セミナーは、中小企業支援を実際に行っている経験豊かな弁理士が、中小企業固有の事情を織り交ぜながら、知財の基礎を講義するものである。具体的には、金融機関の職員向けの知的財産セミナーでは、知的財産に纏わる成功例や失敗例などの多くの事例を紹介したり、企業の知的財産情報を簡易的に調べることができる、特許情報プラットフォーム J-PlatPat「 J-PlatPat (登録商標)」³⁾の使い方の説明等を行う。

2) 知財力簡易評価ツールの提供は、知財の知識を習得しても日々の業務に反映するのは難しいとの声を踏まえ、研修受講後に直ぐに使うことができる中小企業の知財力を評価するためのツールを開発し、提供するものである。「知財力簡易評価ツール」は、質問形式で作成されており、知財力簡易評価ツールの質問に沿って中小企業の経営者から得た回答を入力すると、その企業の知財力をレーダーチャート形式で表すことができるツールである。

3) 弁理士によるフォローアップ制度は、知的財産セミナーを受講された職員の方々に対し、セミナー受講後の一定期間、原則として無料で知的財産の専門家である弁理士がフォローする制度である。フォローアップ制度では、原則として、その金融機関の地元の弁理士がフォローアップする。

上記3本柱で構成される「金融機関チーム」の活動を含む、金融機関の職員を対象とした「弁理士“絆”プロジェクト」事業を的確・適切に行うため、本事業の実施に先立ち、全国の金融機関に対して、知的財産の認知度、「弁理士“絆”プロジェクト」の一環とし

て実施予定の知財研修プログラムへの関心度、金融機関における知的財産に関するニーズ等を調査するアンケートを実施した。

2. アンケートの概要

アンケートは、2019年7月末に、地方銀行64機関、信用組合146機関、及び信用金庫257機関に対して郵送にてお願いし、第二地方銀行39機関については第二地方銀行協会にご協力いただきメールにてお願いした（計506機関）。回答数（回収率）は、地方銀行15

機関（回収率23%）、第二地方銀行29機関（回収率74%）、信用金庫169機関（回収率66%）、信用組合83機関（回収率57%）であった。

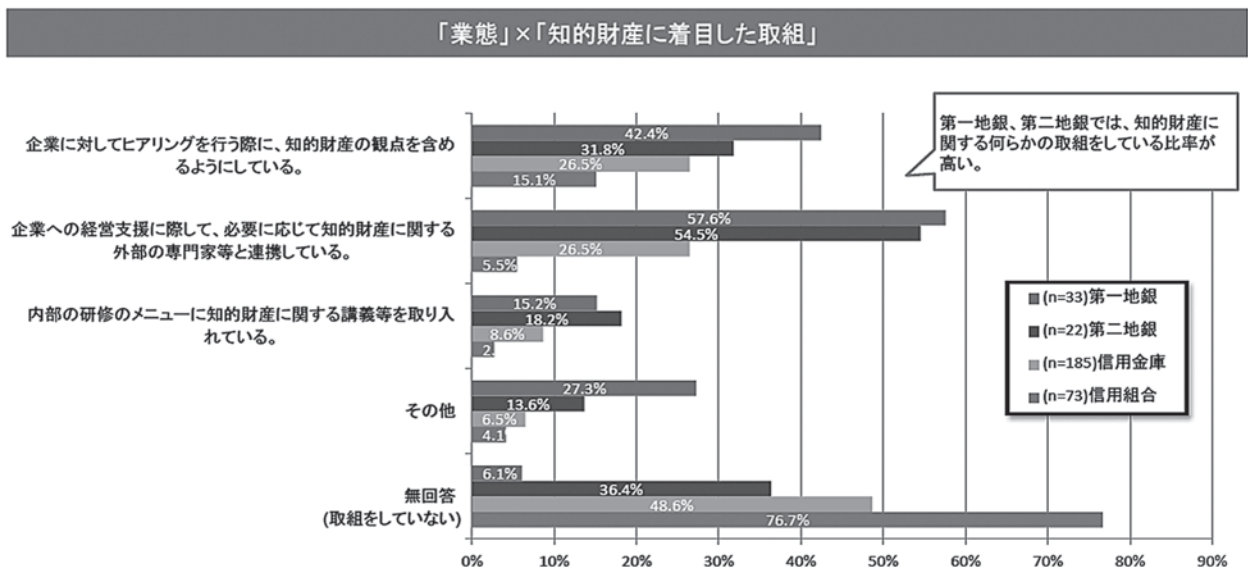
アンケートの回収後において、電話やメールによる更なるニーズ調査を可能とするため、アンケートは、記名式で実施した。特許庁で実施されたアンケート「知財金融の実態に関するアンケート調査結果（平成28年度、平成29年度、平成30年度）」は、無記名式であり、特許庁で実施されたアンケートと比較して回収率が低くなってしまふことが懸念されたが、特許庁

	送付数	回答数	回収率
地方銀行	64 機関	15 機関	23%
第二地方銀行	39 機関	29 機関	74%
信用金庫	257 機関	169 機関	66%
信用組合	146 機関	83 機関	57%
	計 506	計 296	計 58%

	アンケート (弁理士会)	特許庁アンケート (H28)	特許庁アンケート (H29)	特許庁アンケート (H30)
送付数	506	526	521	514
回答数	296	321	300	290
回収率	58%	61%	57.6	56%

「業態」×「知的財産に着目した取組」

- 業態ごとの知的財産に着目した取組を見ても、信用金庫・信用組合と比較して、第一地銀・第二地銀の方が全般的に知的財産に関する何かしらの取組を実施している比率が高い傾向であることがわかりました。



で実施されたアンケートと同程度の回収率であった。

特許庁で実施されたアンケート「平成28年度中小企業知財金融促進事業 知財金融の実態に関するアンケート調査結果概要」によれば、業態（金融機関別）ごとの「知的財産に着目した取組」を見ると、無回答（取り組みをしていない）の回答が、第二地銀（36.4%）、信用金庫（48.6%）、信用組合（76.7%）であった。これに対し、この度のアンケートにおける金融機関別の回答数（回収率）を見ると、第二地方銀行29機関（回収率74%）、信用金庫169機関（回収率66%）、信用組合83機関（回収率58%）であり、第

二地方銀行、信用金庫、信用組合において、知的財産への関心が高まっていることが窺い知れる。

3. アンケートの詳細

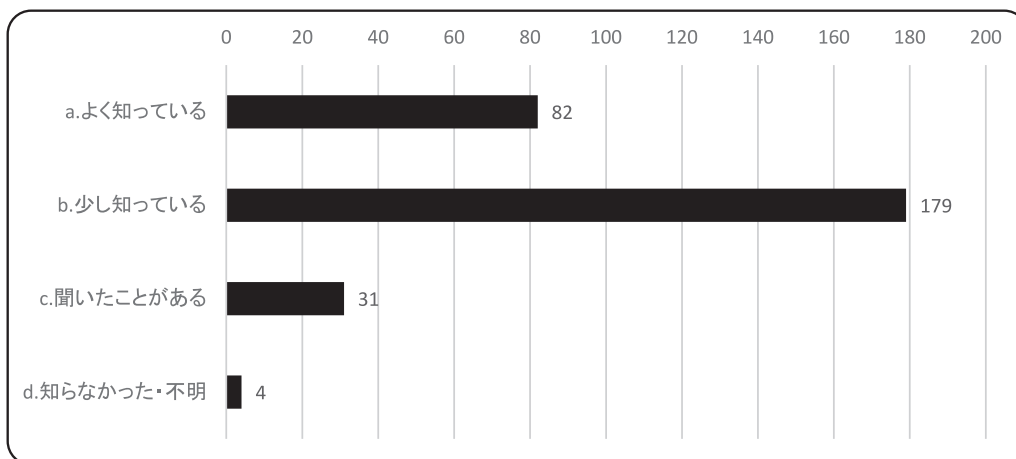
（1） 知的財産の認知度等

「問1：知的財産をご存知ですか？」

問1では、知的財産の認知度について質問した。

その結果、金融機関全体では、知的財産について、「よく知っている」と「少し知っている」を合わせると88.2%であり、ほとんどの金融機関において、知的財産が認知されていることが確認できた。

1. 知的財産をご存知ですか？			
a.よく知っている	b.少し知っている	c.聞いたことがある	d.知らなかった・不明
82	179	31	4
27.7%	60.5%	10.5%	1.4%



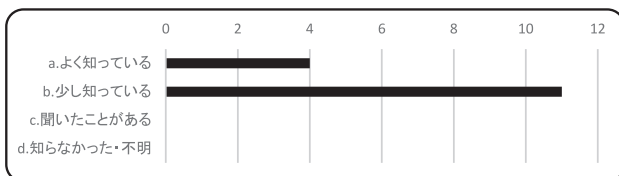
回答296機関

金融機関別では、知的財産について「良く知っている」と「少し知っている」が断然多く、知的財産の認

知度が高いことが確認できた。

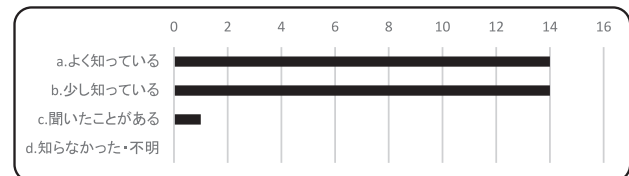
【地方銀行：回答数15機関】

a.よく知っている	b.少し知っている	c.聞いたことがある	d.知らなかった・不明
4	11	0	0
26.7%	73.3%	0.0%	0.0%



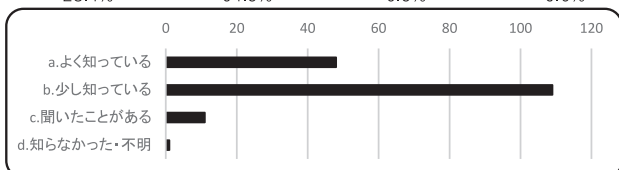
【第二地方銀行：回答数29機関】

a.よく知っている	b.少し知っている	c.聞いたことがある	d.知らなかった・不明
14	14	1	0
48.3%	48.3%	3.4%	0.0%



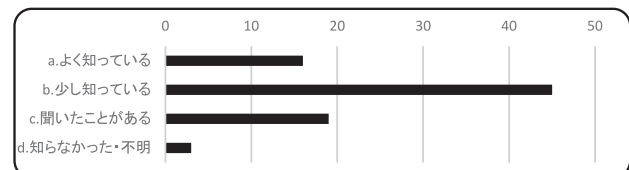
【信用金庫：回答数169機関】

a.よく知っている	b.少し知っている	c.聞いたことがある	d.知らなかった・不明
48	109	11	1
28.4%	64.5%	6.5%	0.6%



【信用組合：回答数83機関】

a.よく知っている	b.少し知っている	c.聞いたことがある	d.知らなかった・不明
16	45	19	3
19.3%	54.2%	22.9%	3.6%



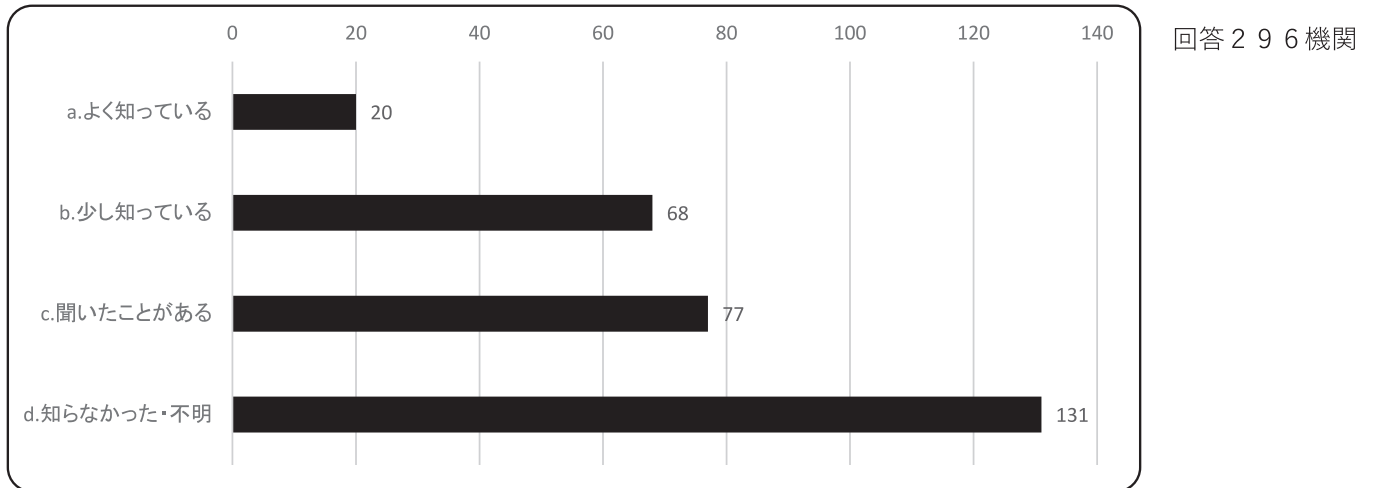
「問2：特許保有企業の統計はご存知ですか？」

問2では、特許保有企業の統計結果の認知度について質問した。

金融機関全体では、特許を保有している中小企業の

売上高営業利益率が、保有しない中小企業より高いという統計を、「よく知っている」「少し知っている」「聞いたことがある」の合計が約56%、「知らなかった」が約44%であった。

2. 特許保有企業の統計はご存知ですか？			
a.よく知っている	b.少し知っている	c.聞いたことがある	d.知らなかった・不明
20	68	77	131
6.8%	23.0%	26.0%	44.3%

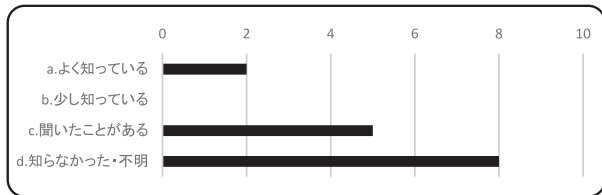


金融機関別で見ると、地方銀行・信用金庫・信用組は約半数が「知らない」との回答であった。一方、第二地方銀行は「知らない」が約30%であり、「良く

知っている」「少し知っている」「聞いたことがある」が約70%と高い結果であった。

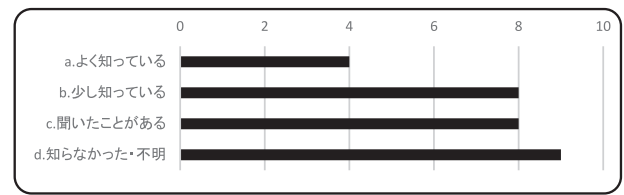
【地方銀行：回答数15機関】

a.よく知っている	b.少し知っている	c.聞いたことがある	d.知らなかった・不明
2	0	5	8
13.3%	0.0%	33.3%	53.3%



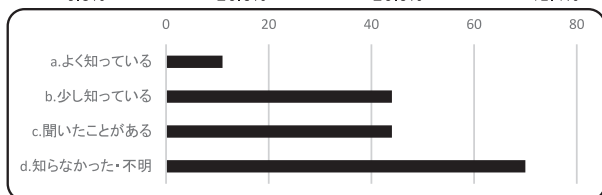
【第二地方銀行：回答数29機関】

a.よく知っている	b.少し知っている	c.聞いたことがある	d.知らなかった・不明
4	8	8	9
13.8%	27.6%	27.6%	31.0%



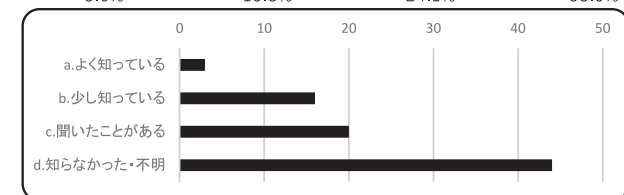
【信用金庫：回答数169機関】

a.よく知っている	b.少し知っている	c.聞いたことがある	d.知らなかった・不明
11	44	44	70
6.5%	26.0%	26.0%	41.4%



【信用組合：回答数83機関】

a.よく知っている	b.少し知っている	c.聞いたことがある	d.知らなかった・不明
3	16	20	44
3.6%	19.3%	24.1%	53.0%

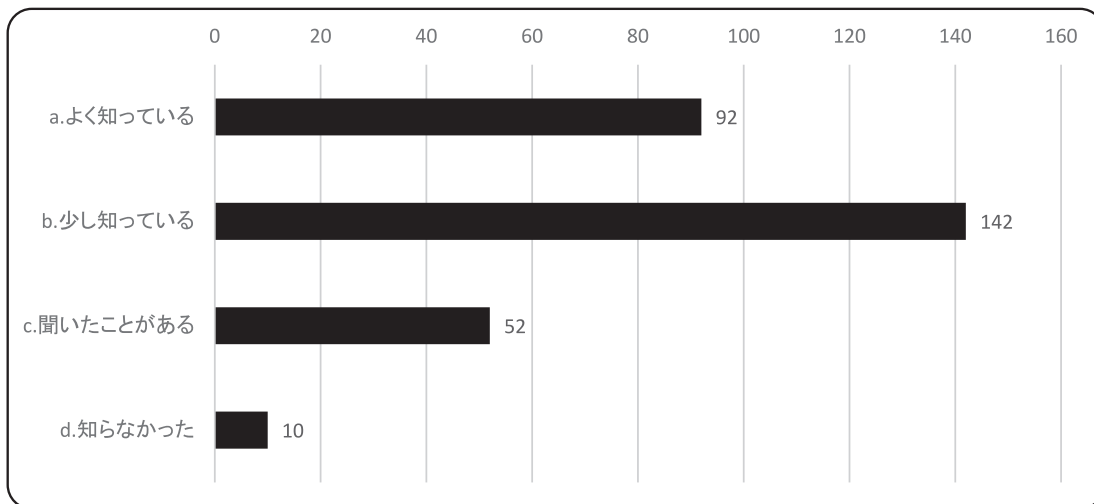


「問3：弁理士をご存知ですか？」

問3では、弁理士の認知度について質問した。
金融機関全体では、弁理士を、「よく知っている」

「少し知っている」「聞いたことがある」の合計が約97%、「知らなかった」が約3%であり、金融機関において弁理士の認知度が高いことが確認できた。

3. 弁理士をご存知ですか？			
a.よく知っている	b.少し知っている	c.聞いたことがある	d.知らなかった
92	142	52	10
31.1%	48.0%	17.6%	3.4%



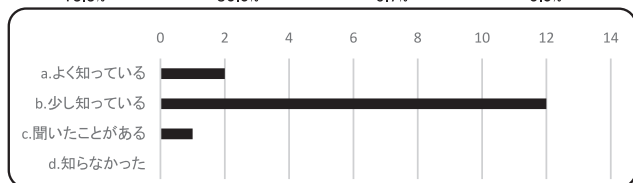
回答 296 機関

金融機関別で見ると、「よく知っている」「少し知っている」「聞いたことがある」の合計は、地方銀行100%、第二地方銀行93.1%、信用金庫99.4%、信用

組合91.6%であり、金融機関において弁理士の認知度が高いことが確認できた。

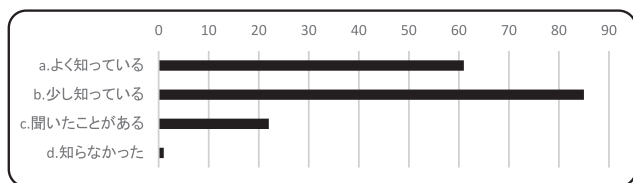
【地方銀行：回答数 15 機関】

a.よく知っている	b.少し知っている	c.聞いたことがある	d.知らなかった
2	12	1	0
13.3%	80.0%	6.7%	0.0%



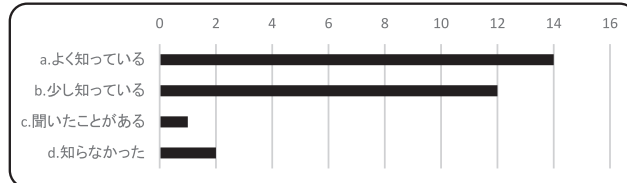
【信用金庫：回答数 169 機関】

a.よく知っている	b.少し知っている	c.聞いたことがある	d.知らなかった
61	85	22	1
36.1%	50.3%	13.0%	0.6%



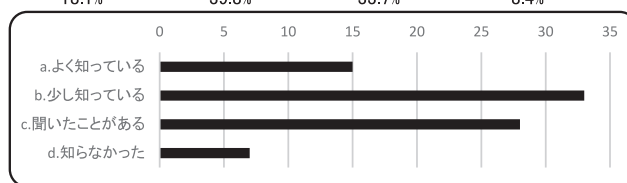
【第二地方銀行：回答数 29 機関】

a.よく知っている	b.少し知っている	c.聞いたことがある	d.知らなかった
14	12	1	2
48.3%	41.2%	3.4%	6.9%



【信用組合：回答数 83 機関】

a.よく知っている	b.少し知っている	c.聞いたことがある	d.知らなかった
15	33	28	7
18.1%	39.8%	33.7%	8.4%

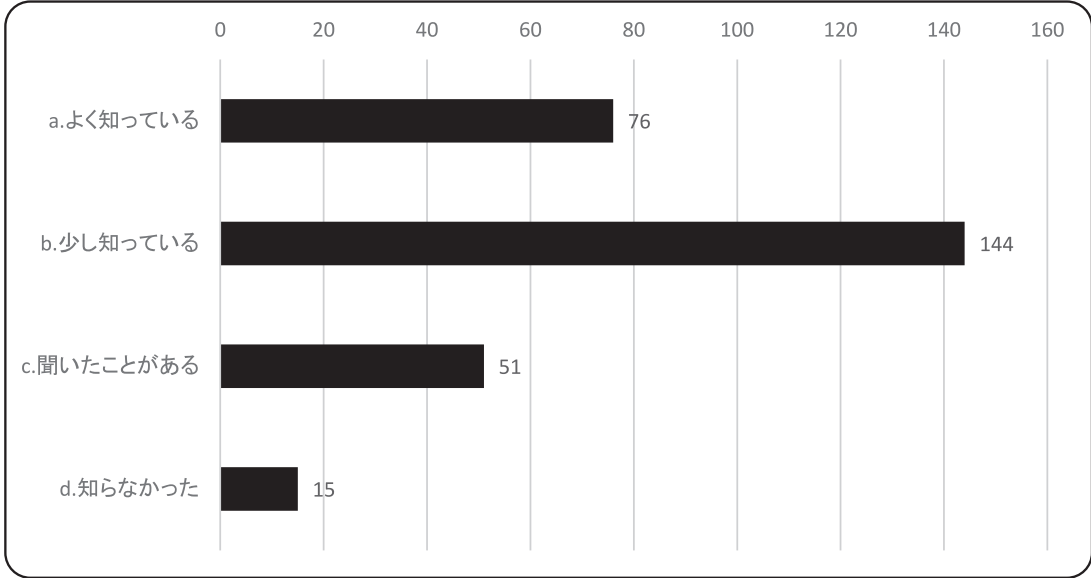


「問4：(問3でa～cと回答した方) 弁理士の業務をご存知ですか？」

問4では、弁理士の業務の認知度について質問した。

金融機関全体では、弁理士の業務を、「よく知っている」「少し知っている」「聞いたことがある」の合計は約95%であり、ほとんどすべての金融機関において、弁理士の業務が知られていることが確認できた。

4. 弁理士の業務をご存知ですか？(問3で a～c と回答した方)			
a.よく知っている	b.少し知っている	c.聞いたことがある	d.知らなかった
76	144	51	15
26.6%	50.3%	17.8%	5.2%



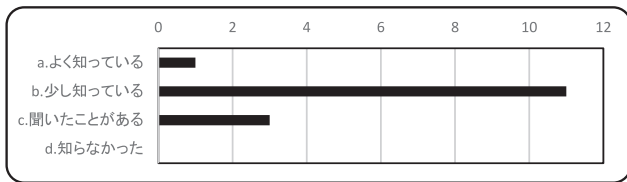
回答 286 機関

金融機関別で見ると、弁理士の業務を「よく知っている」「少し知っている」「聞いたことがある」は、地方銀行と第二地方が100%，信用金庫が98.2%，信用組合が84.2%であり、地方銀行、第二地方銀行、及び

信用金庫においては、弁理士の業務が知られているものの、信用組合では、地方銀行、第二地方銀行及び信用金庫と比較すると、弁理士の業務が知られていない傾向にあることが確認できた。

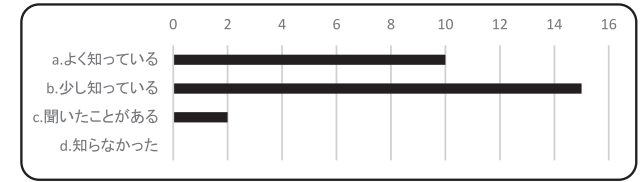
【地方銀行：回答数 15 機関】

a.よく知っている	b.少し知っている	c.聞いたことがある	d.知らなかった
1	11	3	0
6.7%	73.3%	20.0%	0.0%



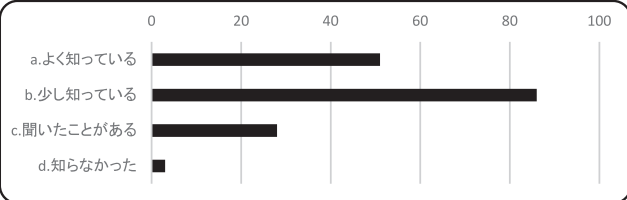
【第二地方銀行：回答数 27 機関(問3との関係で29にはならない)】

a.よく知っている	b.少し知っている	c.聞いたことがある	d.知らなかった
10	15	2	0
37.0%	55.6%	7.4%	0.0%



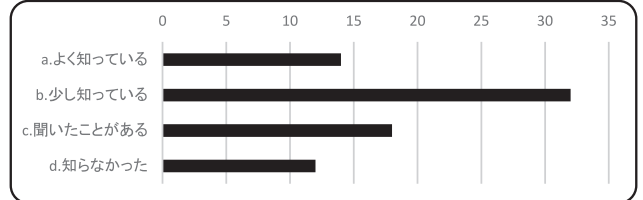
【信用金庫：回答数 168 機関(問3との関係で169にはならない)】

a.よく知っている	b.少し知っている	c.聞いたことがある	d.知らなかった
51	86	28	3
30.4%	51.2%	16.7%	1.8%



【信用組合：回答数 76 機関(問3との関係で83にはならない)】

a.よく知っている	b.少し知っている	c.聞いたことがある	d.知らなかった
14	32	18	12
18.4%	42.1%	23.7%	15.8%

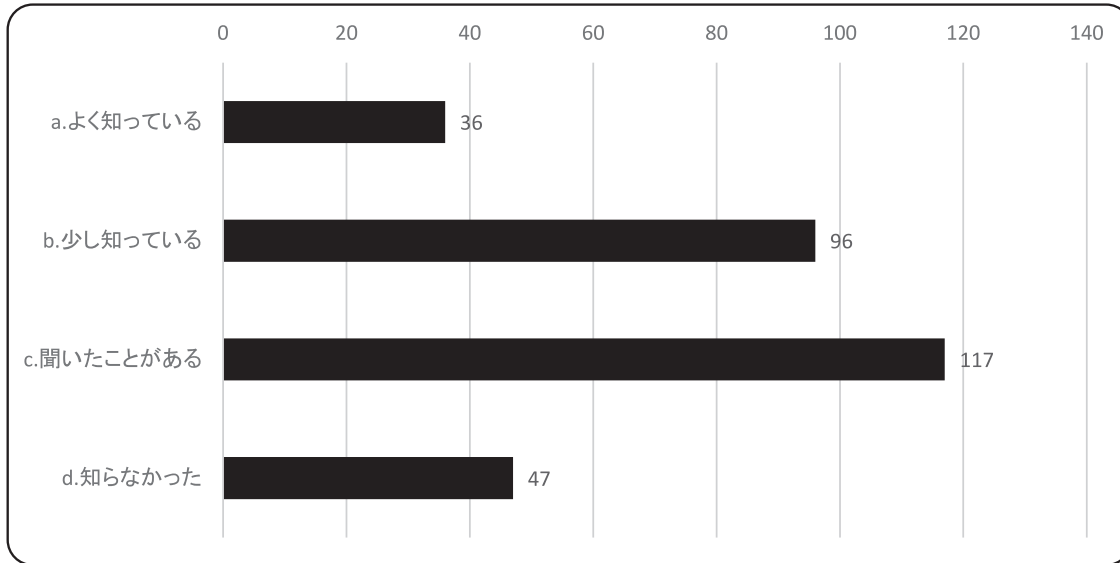


「問5：日本弁理士会をご存知ですか？」

問5では、日本弁理士会の認知度について質問した。金融機関全体では、日本弁理士会を、「よく知っている」「少し知っている」「聞いたことがある」のは約

84%、「知らなかった」が約16%であり、弁理士の認知度と比較すると、日本弁理士会の認知度が十分でないことが確認できた。

5. 日本弁理士会をご存知ですか？			
a.よく知っている	b.少し知っている	c.聞いたことがある	d.知らなかった
36	96	117	47
12.2%	32.4%	39.5%	15.9%



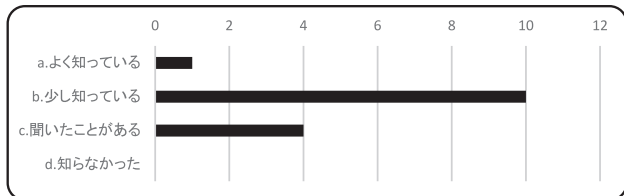
回答 296 機関

金融機関別で見ると、日本弁理士会を「よく知っている」「少し知っている」「聞いたことがある」は、地方銀行100%、第二地方銀行約90%、信用金庫約88%、信用組合約72%と、いずれも高い数字である

が、信用組合においては、地方銀行、第二地方銀行及び信用金庫と比較すると、日本弁理士会が知られていない傾向にあることが確認できた。

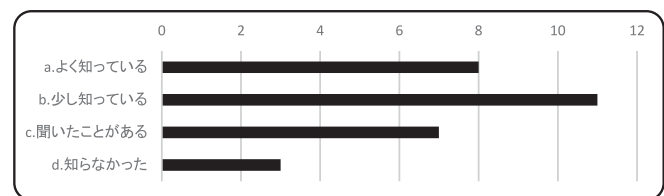
【地方銀行：回答数15機関】

a.よく知っている	b.少し知っている	c.聞いたことがある	d.知らなかった
1	10	4	0
6.7%	66.7%	26.7%	0.0%



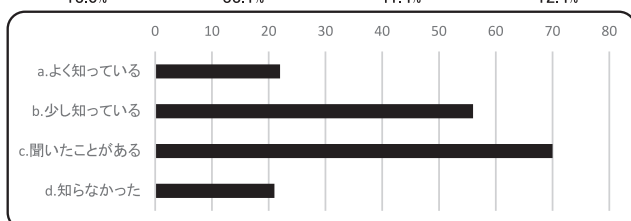
【第二地方銀行：回答数29機関】

a.よく知っている	b.少し知っている	c.聞いたことがある	d.知らなかった
8	11	7	3
27.6%	37.9%	24.1%	10.3%



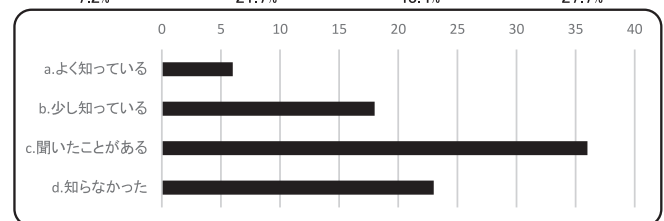
【信用金庫：回答数169機関】

a.よく知っている	b.少し知っている	c.聞いたことがある	d.知らなかった
22	56	70	21
13.0%	33.1%	41.4%	12.4%



【信用組合：回答数83機関】

a.よく知っている	b.少し知っている	c.聞いたことがある	d.知らなかった
6	18	36	23
7.2%	21.7%	43.4%	27.7%

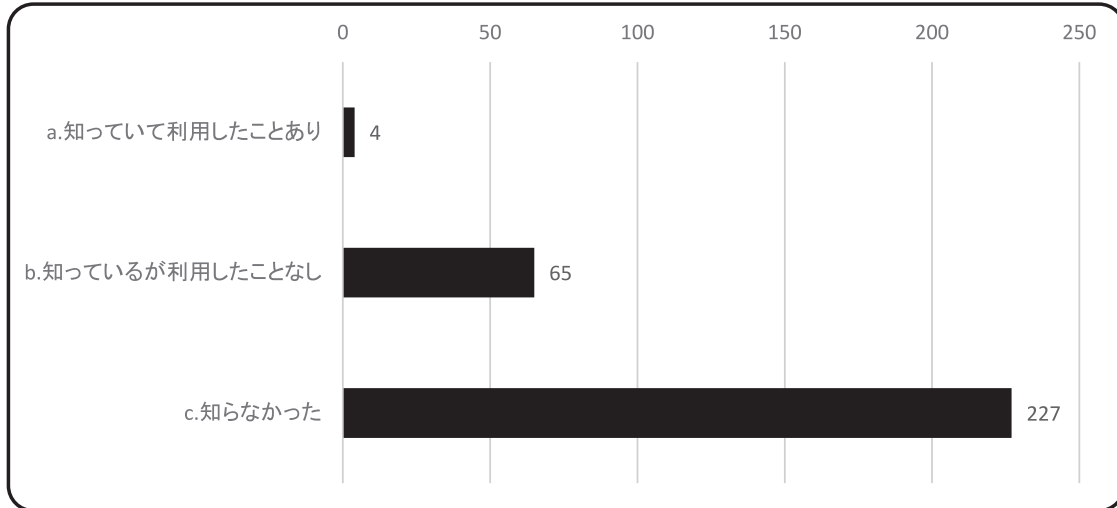


「問6：弁理士を検索できる「弁理士ナビ」をご存知ですか？又は、利用したことがありますか？」

問6では、弁理士ナビの認知度について質問した。金融機関全体では、弁理士ナビを、「知らなかった」

が約77%と突出しており、「知っているが利用したことなし」も22%と高く、知名度・利用頻度が低いという結果となった。

6. 弁理士を検索できる「弁理士ナビ」をご存知ですか？ 又は、利用したことがありますか？		
a. 知っていて利用したことあり	b. 知っているが利用したことなし	c. 知らなかった
4	65	227
1.4%	22.0%	76.7%



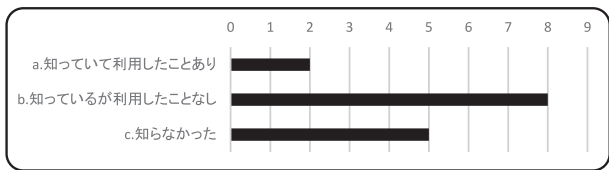
回答 296 機関

金融機関別で見ると、「知らなかった」は第二地方銀行約76%、信用金庫約78%、信用組合約82%と高い数字であった。地方銀行でも、「知らなかった」と

「利用したことがない」の合計が約86%となり、金融機関では「弁理士ナビ」がほとんど利用されていないことが明らかとなった。

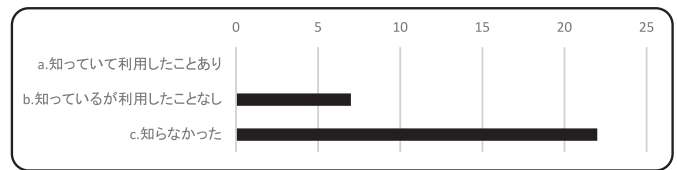
【地方銀行：回答数15機関】

a. 知っていて利用したことあり	b. 知っているが利用したことなし	c. 知らなかった
2	8	5
13.3%	53.3%	33.3%



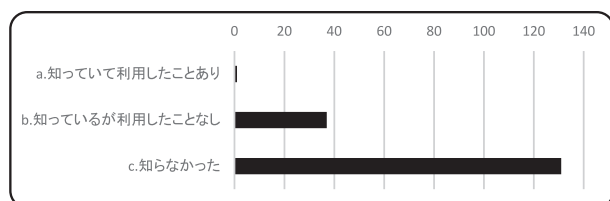
【第二地方銀行：回答数29機関】

a. 知っていて利用したことあり	b. 知っているが利用したことなし	c. 知らなかった
0	7	22
0.0%	24.1%	75.9%



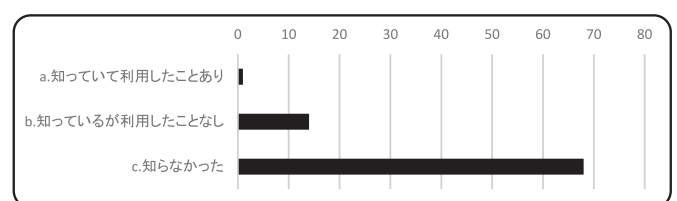
【信用金庫：回答数169機関】

a. 知っていて利用したことあり	b. 知っているが利用したことなし	c. 知らなかった
1	37	131
0.6%	21.9%	77.5%



【信用組合：回答数83機関】

a. 知っていて利用したことあり	b. 知っているが利用したことなし	c. 知らなかった
1	14	68
1.2%	16.9%	81.9%



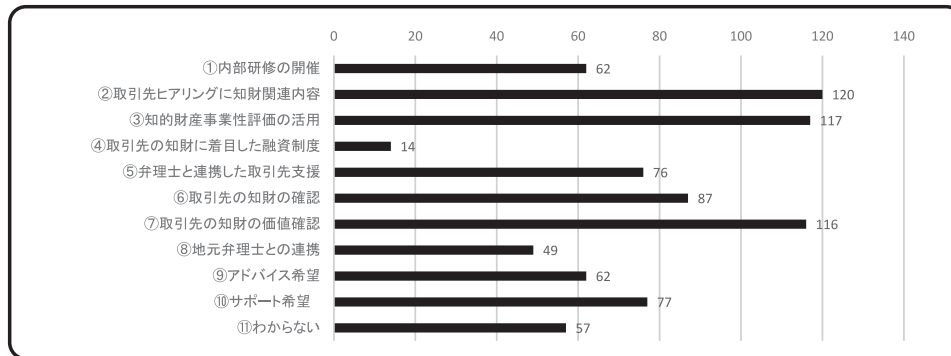
(2) 金融機関における知的財産に関するニーズ

「問7：今後、知的財産に関して取組みたいことはありますか？ 日本弁理士会がサポートいたします」

問7では、金融機関が今後、知的財産に関してどのような取組みを行う予定があるのかを質問した。

回答結果の上位は、1位「②取引先ヒアリングに知的財産関連の内容も含めたい (40.5%)」、2位「③知財事業性評価の活用 (39.5%)」、3位「⑦取引先の知財の価値の確認 (39.2%)」であり、最下位は「④取引先の知的財産に着目した融資制度(4.7%)」であった。

7. 今後、知的財産に関して取組みたいことはありますか？ 日本弁理士会がサポートいたします(複数回答可)										
①内部研修の開催	②取引先ヒアリングに知財関連内容	③知財事業性評価の活用	④取引先の知財に着目した融資制度	⑤弁理士と連携した取引先支援	⑥取引先の知財の確認	⑦取引先の知財の価値確認	⑧地元弁理士との連携	⑨アドバイス希望	⑩サポート希望	⑪わからない
62	120	117	14	76	87	116	49	62	77	57
20.9%	40.5%	39.5%	4.7%	25.7%	29.4%	39.2%	16.6%	20.9%	26.0%	19.3%

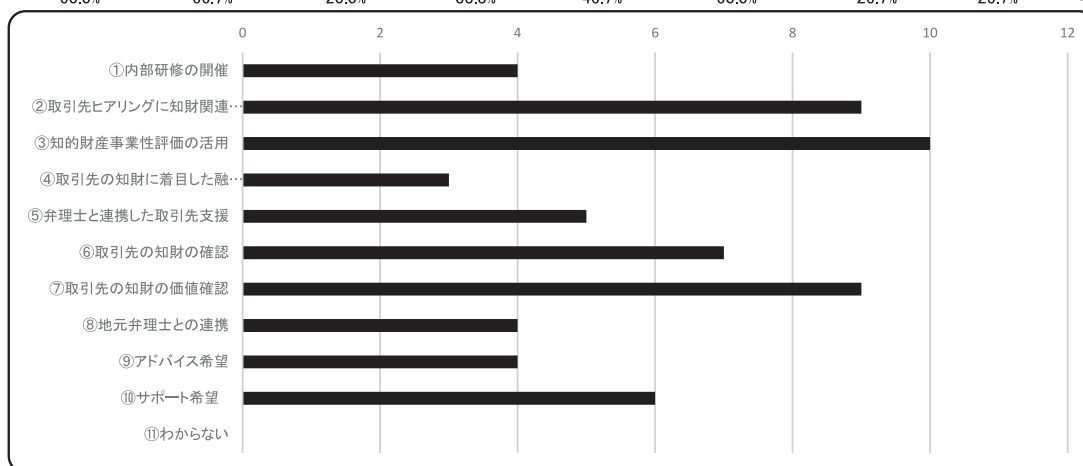


金融機関別で見ると、地方銀行では、1位が「③知財事業性評価の活用 (66.7%)」、2位が「②取引先ヒアリングに知的財産関連の内容も含めたい (60.0%)」と「⑦取引先の知財の価値の確認 (60.0%)」、4位が

「⑥取引先の知財の確認 (46.7%)」であり、最下位は、「④取引先の知的財産に着目した融資制度 (20.0%)」であった。

【地方銀行：回答数15機関】

7. 今後、知的財産に関して取組みたいことはありますか？ 日本弁理士会がサポートいたします(複数回答可)										
①内部研修の開催	②取引先ヒアリングに知財関連内容	③知財事業性評価の活用	④取引先の知財に着目した融資制度	⑤弁理士と連携した取引先支援	⑥取引先の知財の確認	⑦取引先の知財の価値確認	⑧地元弁理士との連携	⑨アドバイス希望	⑩サポート希望	⑪わからない
4	9	10	3	5	7	9	4	4	6	0
26.7%	60.0%	66.7%	20.0%	33.3%	46.7%	60.0%	26.7%	26.7%	40.0%	0.0%

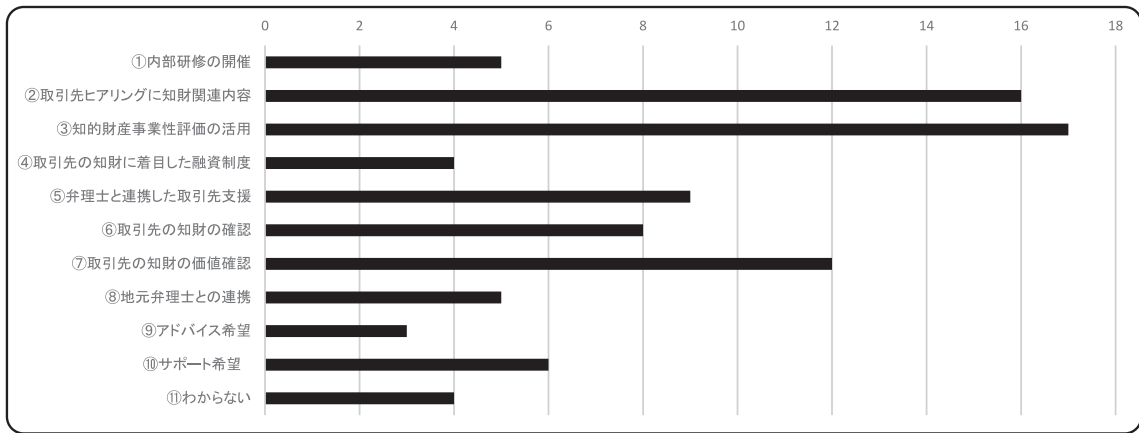


第二地方銀行は、1位が「③知財事業性評価の活用 (58.6%)」、2位が「②取引先ヒアリングに知的財産関連の内容も含めたい (55.2%)」、3位が「⑦取引先の

知財の価値の確認 (41.4%)」、4位が「⑤弁理士と連携した取引先支援 (31.0%)」であった。最下位は、「⑨アドバイス希望 (10.3%)」であった。

【第二地方銀行：回答数 29 機関】

7. 今後、知的財産に関して取組みたいことはありますか？ 日本弁理士会がサポートいたします(複数回答可)										
①内部研修の開催	②取引先ヒアリングに知的財産関連内容	③知的財産事業性評価の活用	④取引先の知財に着目した融資制度	⑤弁理士と連携した取引先支援	⑥取引先の知財の確認	⑦取引先の知財の価値確認	⑧地元弁理士との連携	⑨アドバイス希望	⑩サポート希望	⑪わからない
5	16	17	4	9	8	12	5	3	6	4
17.2%	55.2%	58.6%	13.8%	31.0%	27.6%	41.4%	17.2%	10.3%	20.7%	13.8%

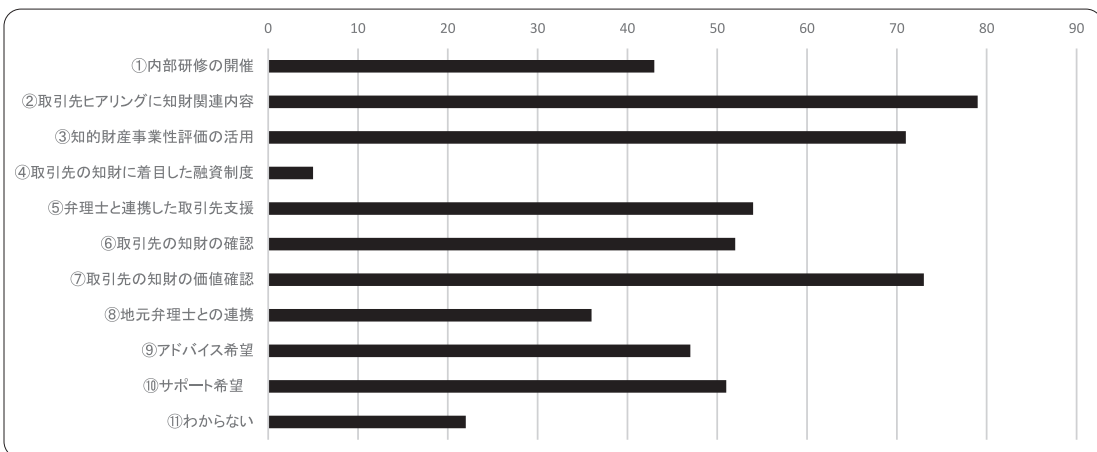


信用金庫は、1位が「②取引先ヒアリングに知的財産関連の内容も含めたい (46.7%)」、2位が「⑦取引先の知財の価値の確認 (43.2%)」、3位が「③知財事

業性評価の活用 (42.0%)」、4位が「⑤弁理士と連携した取引先支援 (32.0%)」であった。最下位は、「④取引先の知財に着目した融資制度 (3.0%)」であった。

【信用金庫：回答数 169 機関】

7. 今後、知的財産に関して取組みたいことはありますか？ 日本弁理士会がサポートいたします(複数回答可)										
①内部研修の開催	②取引先ヒアリングに知的財産関連内容	③知的財産事業性評価の活用	④取引先の知財に着目した融資制度	⑤弁理士と連携した取引先支援	⑥取引先の知財の確認	⑦取引先の知財の価値確認	⑧地元弁理士との連携	⑨アドバイス希望	⑩サポート希望	⑪わからない
43	79	71	5	54	52	73	36	47	51	22
25.4%	46.7%	42.0%	3.0%	32.0%	30.8%	43.2%	21.3%	27.8%	30.2%	13.0%



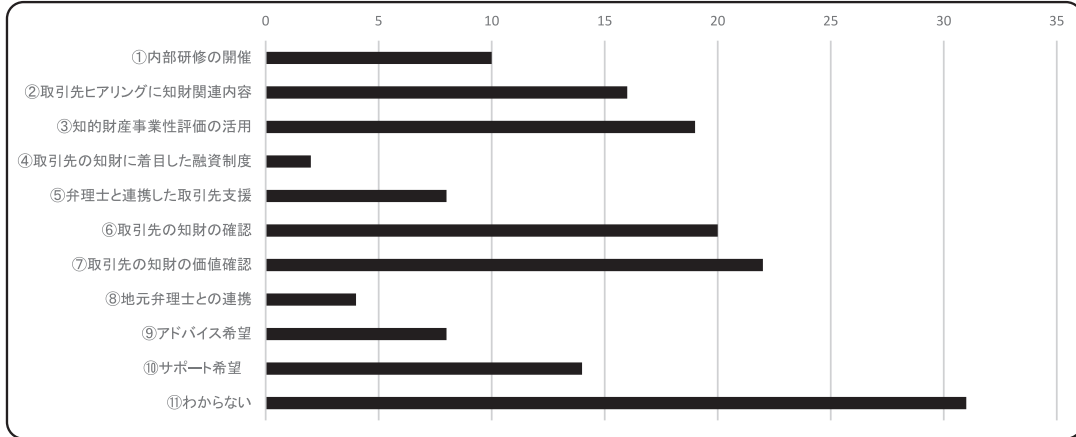
信用組合は、1位が「⑪わからない (37.3%)」、2位が「⑦取引先の知財の価値の確認 (26.5%)」、3位が「⑥取引先の知財の確認 (24.1%)」、4位が「③知

財事業性評価の活用 (22.9%)」であった。最下位は、「④取引先の知財に着目した融資制度 (2.4%)」であった。

【信用組合：回答数 83 機関】

7. 今後、知的財産に関して取組みたいことはありますか？ 日本弁理士会がサポートいたします(複数回答可)

①内部研修の開催	②取引先ヒアリングに知財関連内容	③知的財産事業性評価の活用	④取引先の知財に着目した融資制度	⑤弁理士と連携した取引先支援	⑥取引先の知財の確認	⑦取引先の知財の価値確認	⑧地元弁理士との連携	⑨アドバイス希望	⑩サポート希望	⑪わからない
10	16	19	2	8	20	22	4	8	14	31
12.0%	19.3%	22.9%	2.4%	9.6%	24.1%	26.5%	4.8%	9.6%	16.9%	37.3%



金融機関別の結果を見ると、地方銀行、第二地方銀行、信用金庫では、知財事業性評価の活用、取引先ヒアリングに知的財産関連の内容を含めたい、取引先の知財の価値の確認のニーズが高く、知的財産の活用に積極的な側面があると考えられる。一方、信用組合の結果は、1位が「わからない」であった。信用組合においては、アンケート結果の回収率から知的財産への

関心が高まっていることが窺い知れるものの、本質問に対して「わからない」の回答が多いことから、どこから何をしてよいかかわからない金融機関が多いものと考えられる。そのため、知的財産の重要性について理解を得るために、今後の取り組みが必要であると考えられる。

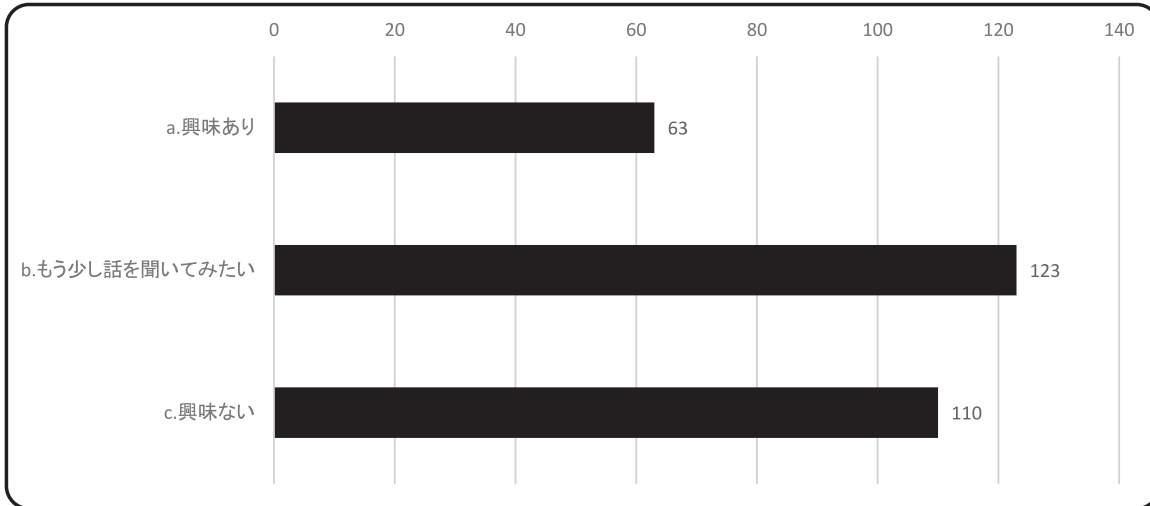
(3) 知財研修プログラムへの関心度

「問8：知財研修プログラムに興味はありますか？」
問8では、「弁理士“絆”プロジェクト」の一環として実施予定の知財研修プログラムへの関心度について

質問した。

その結果、金融機関全体では、「①興味がある」が21.3%、「②もう少し話を聞いてみたい」が41.6%、「③興味がない」が37.2%であった。

8. 知財研修プログラムに興味はありますか？		
a.興味あり	b.もう少し話を聞いてみたい	c.興味ない
63	123	110
21.3%	41.6%	37.2%

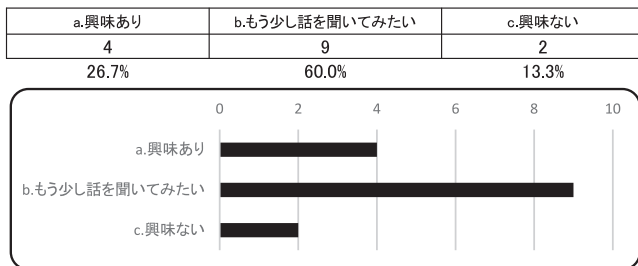


回答 296 機関

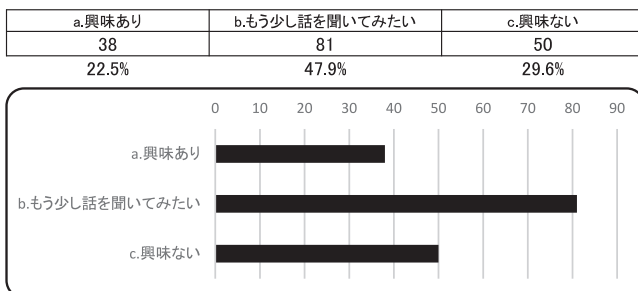
金融機関別では、「興味あり・もう少し話を聞いてみたい」の合計が、地方銀行は約87%、第二地方銀行は約69%、信用金庫は約70%と高い数字であった。

一方、信用組合は約41%と低く、「興味なし」が約60%であった。

【地方銀行：回答数15機関】

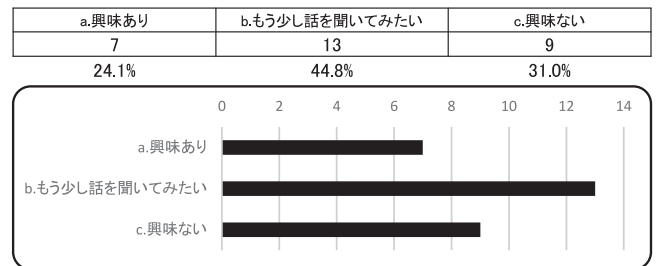


【信用金庫：回答数169機関】

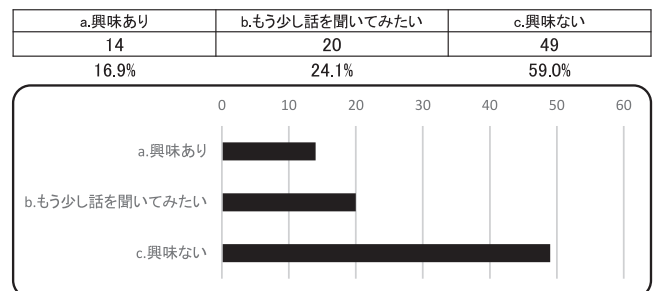


信用組合における知財研修プログラムへの関心度が低い数字となった理由として、知財研修プログラムは、全ての金融機関の行員を対象とした平均的な内容

【第二地方銀行：回答数29機関】



【信用組合：回答数83機関】



となっており、信用組合の実情に沿っていなかったことが考えられる。今後、知財研修プログラムの改善が必要と思われる。

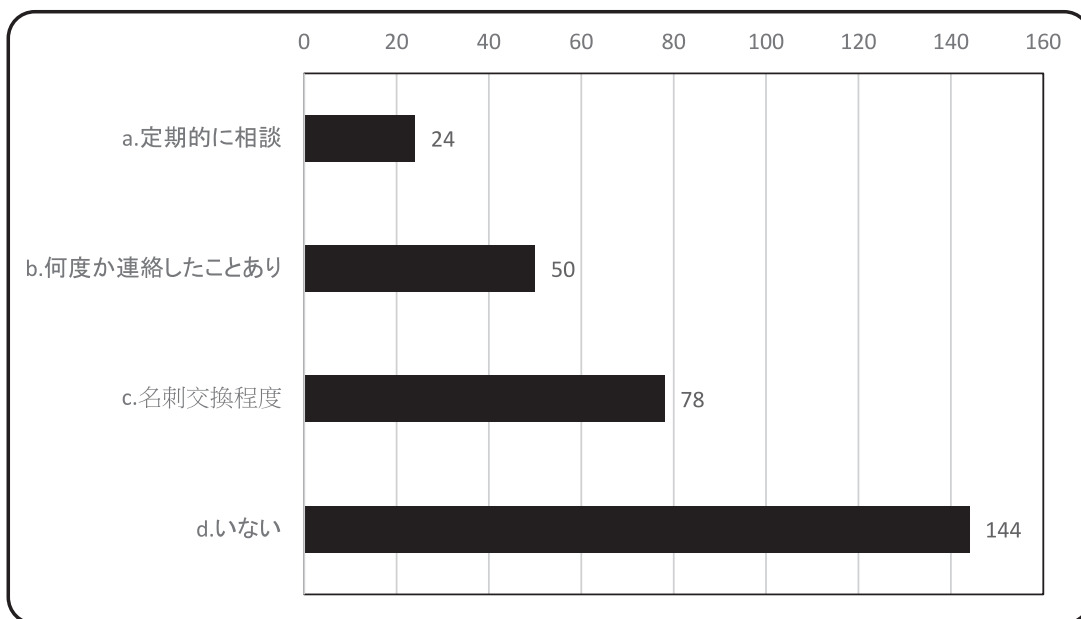
(4) 弁理士の浸透度

「問9：お付き合いのある弁理士はいますか？」

問9では、弁理士の浸透度について質問した。

その結果、全体では、「定期的にご相談している」が約8%、「何度か連絡したことがある」「名刺交換程度」が約43%、「いない」が約49%であった。

9. お付き合いのある弁理士はいますか？			
a.定期的にご相談	b.何度か連絡したことがあります	c.名刺交換程度	d.いない
24	50	78	144
8.1%	16.9%	26.4%	48.6%



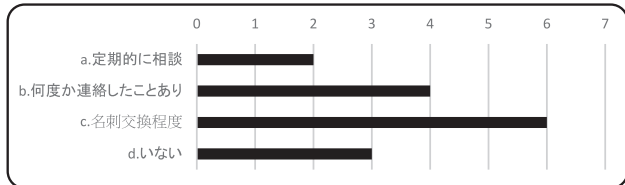
回答 296 機関

また、金融機関別では、地方銀行では、「弁理士と何らかの繋がりがある」割合が80%、第二地方銀行では約72%であったが、信用金庫では約55%と低い

数字であった。また、信用組合では、何らかの繋がりがあるのが30%以下で、「繋がりが無い」が70%以上であった。

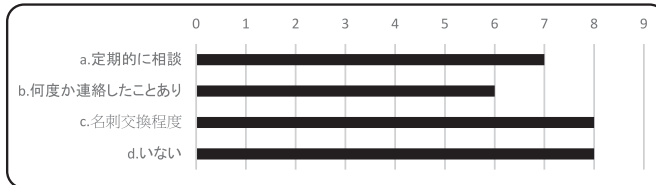
【地方銀行：回答数 15 機関】

a.定期的にご相談	b.何度か連絡したことがあります	c.名刺交換程度	d.いない
2	4	6	3
13.3%	26.7%	40.0%	20.0%



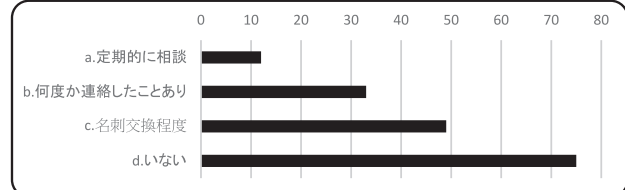
【第二地方銀行：回答数 29 機関】

a.定期的にご相談	b.何度か連絡したことがあります	c.名刺交換程度	d.いない
7	6	8	8
24.1%	20.7%	27.6%	27.6%



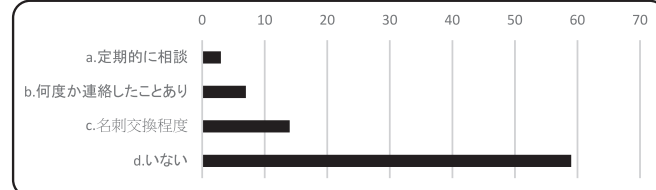
【信用金庫：回答数 169 機関】

a.定期的にご相談	b.何度か連絡したことがあります	c.名刺交換程度	d.いない
12	33	49	75
7.1%	19.5%	29.0%	44.4%



【信用組合：回答数 83 機関】

a.定期的にご相談	b.何度か連絡したことがあります	c.名刺交換程度	d.いない
3	7	14	59
3.6%	8.4%	16.9%	71.1%



以上の結果より、金融機関における弁理士の浸透度が低いことが明らかとなった。特に、信用金庫、及び信用組合における弁理士の浸透度が低いことから、「弁理士“絆”プロジェクト」を通じて、弁理士の浸透度が向上することが期待される。

4. 特許庁の中小企業知財金融促進事業

(1) 特許庁の中小企業知財金融促進事業の概要

「中小企業知財金融促進事業」は、平成 27 年度から特許庁によって実施されている事業であり、金融機関が中小企業の事業の実態をより深く理解して支援することが重要だと考えられるものの、金融機関にとって知財の観点から踏まえた支援を行うことは困難な状況にあるといった背景を踏まえ、中小企業の知財活用を促進するための様々な支援を行うものである。

「中小企業知財金融促進事業最終とりまとめ」⁽⁴⁾によれば、「2. 本事業の経緯と概要（サマリ）」の冒頭において、「平成 26 年度の試行を経て、中小企業知財金融促進事業としては、平成 27 年度から希望する金融機関に知財ビジネス評価書を提供してきた。その他、伴走型支援と呼んでいる個別金融機関における組織的な取り組みの支援、知財金融マニュアルの作成、普及啓発活動、金融機関職員向け研修、委員会活動等を通じて知財金融に係る様々な取り組みを行ってきたところである。」と説明されている。

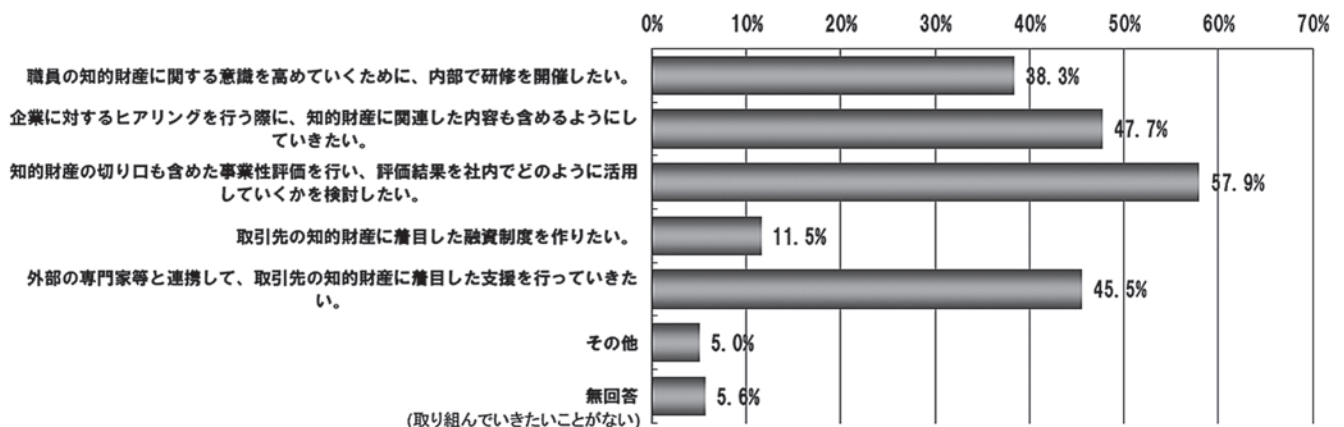
「中小企業知財金融促進事業」の一環として、平成 28 年、平成 29 年、平成 30 年において、金融機関における知財融資制度に関する実態や知財に関連した取組状況について把握し、今後金融機関が知財の観点を

切り口とした支援等を実施していくにあたっての課題等を抽出する目的で、全国の金融機関を対象としたアンケート調査が実施されている。

(2) 「知財金融の実態に関するアンケート調査結果」について

次に、特許庁で実施されたアンケート「知財金融の実態に関するアンケート調査結果（平成 28 年度、平成 29 年度、平成 30 年度）」について、この度のアンケート「問 7：今後、知的財産に関して取組みたいことはありますか？ 日本弁理士会がサポートいたします」と関係する箇所を中心に検討する。

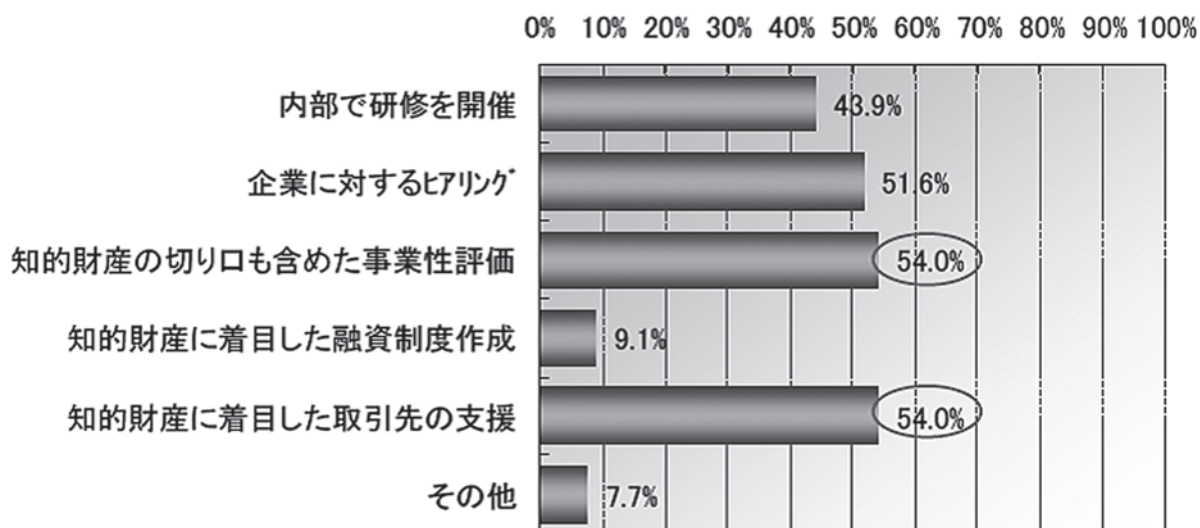
特許庁で実施されたアンケート「知財金融の実態に関するアンケート調査結果（平成 28 年度）」における、「Q 今後、知的財産に関して取り組んでいきたいことはありますか？ 該当する選択肢すべてに○をつけてください」の質問に対しては、「職員の知的財産に関する意識を高めていくために、内部で研修を開催したい（38.3%）」、「企業に対するヒアリングを行う際に、知的財産に関連した内容も含めるようにしていきたい（47.7%）」、「知的財産の切り口も含めた事業性評価を行い、評価結果を社内でのどのように活用していくかを検討したい（57.9%）」、「取引先の知的財産に着目した融資制度を作りたい（11.5%）」、「外部の専門家等と連携して、取引先の知的財産に着目した支援を行っていきたい（45.5%）」、「その他（5.0%）」、「無回答（取り組んでいきたいことがない）（5.6%）」であった。



(出所) 平成 28 年度中小企業知財金融促進事業「知財金融の実態に関するアンケート調査結果概要」

また、特許庁で実施されたアンケート「知財金融の実態に関するアンケート調査結果（平成 29 年度）」における、「今後、知的財産に関して取り組みたいこと」の質問に対しては、「職員の知的財産に関する意識を上げていくために、内部で研修を開催したい（43.9%）」、「企業に対するヒアリングを行う際に、知的財産に関連した内容も含めるようにしていきたい

（51.6%）」、「知的財産の切り口も含めた事業性評価を行い、社内における評価結果の活用を検討したい（54.0%）」、「取引先の知的財産に着目した融資制度を作りたい（9.1%）」、「外部の専門家等と連携して、取引先の知的財産に着目した支援を行っていききたい（54.0%）」、「その他（7.7%）」であった。

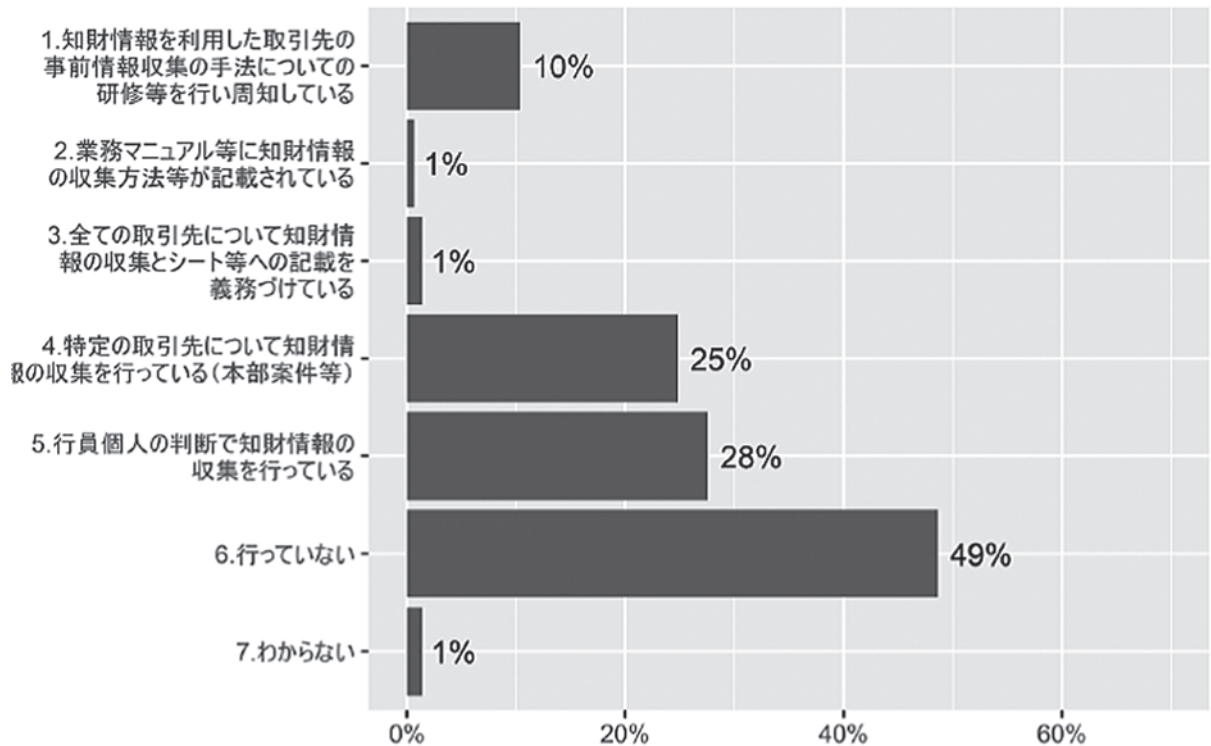


合計	職員の知的財産に関する意識を上げていくために、内部で研修を開催したい	企業に対するヒアリングを行う際に、知的財産に関連した内容も含めるようにしたい	知的財産の切り口も含めた事業性評価を行い、社内における評価結果の活用を検討したい	取引先の知的財産に着目した融資制度を作りたい	外部の専門家等と連携して、知的財産に着目した取引先の支援を行っていききたい	その他
287	126	148	155	26	155	22
100.0%	43.9%	51.6%	54.0%	9.1%	54.0%	7.7%

(出所) 平成 29 年度中小企業知財金融促進事業「知財金融の実態に関するアンケート調査結果」

また、特許庁で実施されたアンケート「知財金融の実態に関するアンケート調査結果（平成 30 年度）」における、「Q「知財情報を利用した取引先の事前情報収集」とは、ホームページや J-PlatPat 等を利用して知的財産に関連した調査等を行うことで、取引先企業の事業について一次情報を収集することを意味してい

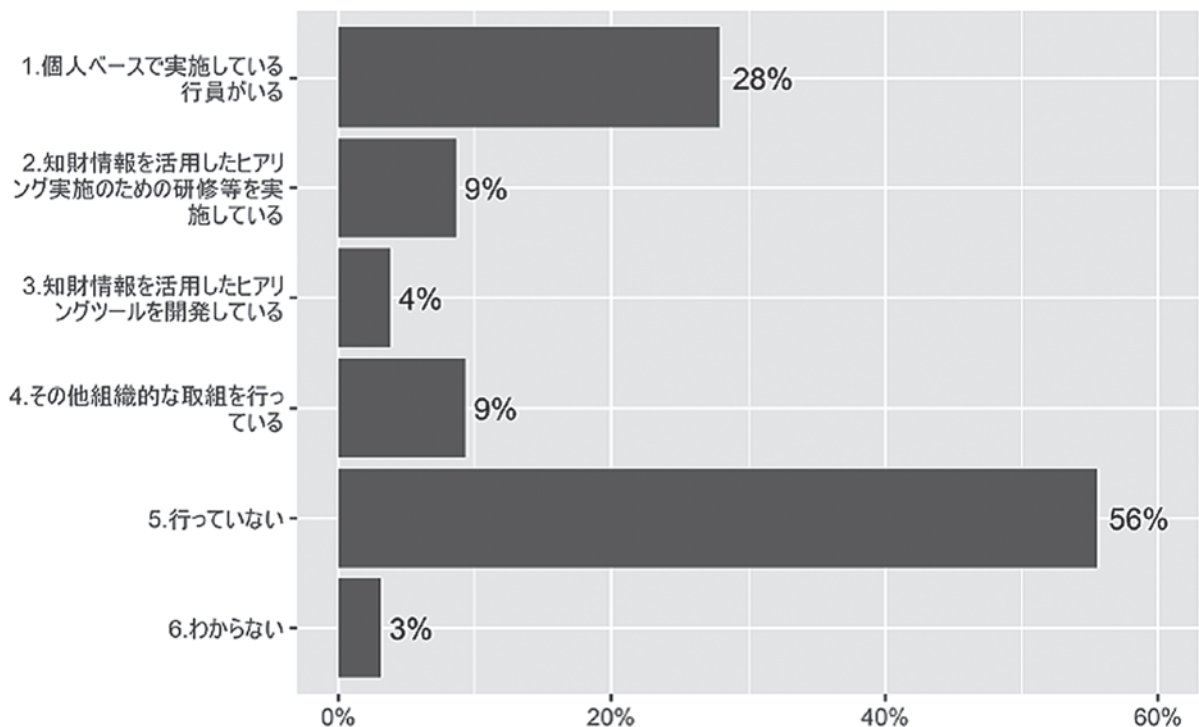
ます。貴社では、このような取組を行っていますか？（複数回答可）」の質問に対しては、「行っていない（49%）」、「行員個人の判断で知財情報の収集を行っている（28%）」、「特定の取引先について知財情報の収集を行っている（25%）」と回答している。



(出所) 平成 30 年度中小企業知財金融促進事業「知財金融の実態に関するアンケート調査結果」

また、特許庁で実施されたアンケート「知財金融の実態に関するアンケート調査結果(平成 30 年度)」における、「Q「取引先企業へのヒアリングにおける知財情報の活用」とは、取引先とのヒアリング等に際して、収集した知財情報等を活用して質問内容等を検討し、事業の深耕につなげるものです。貴社では、この

ような取組を行っていますか？(複数回答可)」の質問に対しては、「行っていない(56%)」、「個人ベースで行っている行員がいる(28%)」、「知財情報を活用したヒアリング実施のための研修棟を実施している(9%)」、「その他組織的な取組を行っている(9%)」と回答している。



(出所) 平成 30 年度中小企業知財金融促進事業「知財金融の実態に関するアンケート調査結果」

特許庁で実施されたアンケート「知財金融の実態に関するアンケート調査結果（平成28年度、平成29年度）」を見ると、この度のアンケートにおける「今後、知的財産に関して取組みたいことはありますか」の質問に対しての回答のうち、上位であった1位「②取引先ヒアリングに知的財産関連の内容も含めたい（40.5%）」、2位「③知財事業性評価の活用（39.5%）」、3位「取引先の知財の価値の確認（39.2%）」については、平成28年、平成29年においても関心が高かったことが分かる。

一方で、特許庁で実施されたアンケート「知財金融の実態に関するアンケート調査結果（平成30年度）」を見ると、平成30年において、知財情報を利用した取引先の事前情報収集や活用を行うことができていない金融機関がまだまだ多かったことがわかる。

この度のアンケートにおける「今後、知的財産に関して取組みたいことはありますか」の質問に対しては、「②取引先ヒアリングに知的財産関連の内容も含めたい（40.5%）」、「③知財事業性評価の活用（39.5%）」、「取引先の知財の価値の確認（39.2%）」、「⑥取引先の知財の確認（29.4%）」との結果であり、知財情報を利用した取引先の事前情報収集や活用に対するニーズが引き続き高いことが窺い知れる。

また、「⑤弁理士と連携した取引先支援（25.7%）」、「⑨アドバイス希望（20.9%）」、「⑩サポート希望（26.0%）」など、弁理士への期待も高いものと思われる。言い換えると、1)金融機関の職員向けの知的財産セミナーの開催、2)知財力簡易評価ツールの提供、3)弁理士によるフォローアップ制度を3本柱とする「金融機関チーム」の活動が、金融機関にとって有用であるものとする。

5. アンケート実施後の状況

アンケート実施後、「問8：知財研修プログラムに興味はありますか？」の質問に対して、「興味がある63機関」、「もう少し話を聞いてみたい123機関」、合計186機関の金融機関に対して、電話またはメールにて、1)金融機関の職員向けの知的財産セミナーの開催の意思確認、更なるニーズの把握を行った。

1)金融機関の職員向けの知的財産セミナーの開催では、「金融マンが知っておきたい知財の基礎知識」をテーマとして、「1. 知的財産権とは？」、「2. 知財にまつわる成功例・失敗例」、「3. 知財情報の調べ方」、「4. 知財簡易評価ツール」、「5. 弁理士とは？～フォローアップ制度のご紹介」を基本内容とするテキストを準備し、1)金融機関の職員向けの知的財産セミナーの開催を希望する金融機関の地域会の弁理士を講師として、行員向けの研修を実施中である。

2月時点で、東北エリア1機関、北陸エリア2機関、関東エリア4機関、東海エリア1機関、関西エリア2機関、中国エリア2機関、四国エリア3機関、九州・沖縄エリア1機関において、既に研修を開催した。研修の開催実績は、弁理士会のHPに適宜公表している⁽⁵⁾。

研修後のアンケートでは、興味を持ったセミナーの内容として、「J-PlatPatの使い方」、「知財の成功例・失敗例」、「知的財産権の種類」、「知財力簡易評価ツール」との回答が多かった。また、「今回のセミナーをどのように業務に生かすことができそうか」との質問に対しては、「取引先の事業性評価」、「助成金や補助金を活用した融資の提案」、「顧客とのリレーション強化、情報収集、実態把握」、「顧客と話す際の前提知識として役立てたい」、「取引先からの入り口段階での相談事に活用したい」、「融資業務」、「知財という観点か



(出所) 日本弁理士会 HP 「「弁理士“絆”プロジェクト」受講生の声」

らも企業分析をしていきたい」、「顧客の技術的課題やニーズの引き出しに活用できる」との回答があった。研修後のアンケートの回答内容についても、弁理士会のHPに適宜公表している⁶⁾。

また、研修を実施したいくつかの金融機関から3)弁理士によるフォローアップ制度を利用したいとの希望があり、現在、希望した金融機関について、弁理士によるフォローアップを実施中である。

6. 終わりに

日本が厳しいグローバル競争を勝ち抜いていく上で、中小企業が知的財産を活用して成長発展することが重要と考えられる。中小企業が成長発展する上では、金融機関が中小企業の実態を理解し、知的財産の観点を踏まえた本業支援を行うことが重要である。しかしながら、日々業務に追われる金融機関の行員にとって、知的財産の観点を踏まえた支援を行うことは容易ではない。

そこで、知的財産の専門家である弁理士の果たす役割は、非常に大きいものと考えられる。

残念ながら、アンケート結果では、金融機関における弁理士の浸透度は高いとは言えないことが明らかと

なった。本プロジェクトを通じて、金融機関における弁理士の浸透度が向上し、知的財産の専門家である弁理士が金融機関をフォローアップすることで、金融機関における知的財産の観点を含めた本業支援が促進され、その結果、中小企業が知的財産を活用して成長発展することが期待される。

以上

(注)

- (1) 特許庁 知財金融ポータルサイト「参考資料・刊行物のご紹介（全国での知財融資制度や知財に関する取組状況の実態を知りたい方）」<https://chizai-kinyu.go.jp/reference/>
- (2) 日本弁理士会 「弁理士“絆”プロジェクト」<https://www.jpaa.or.jp/kizuna/>
- (3) 独立行政法人工業所有権情報・研修館 特許情報プラットフォーム「J-PlatPat」<https://www.j-platpat.inpit.go.jp/>
- (4) 特許庁 知財金融ポータルサイト 「中小企業知財金融促進事業最終取りまとめ」<https://chizai-kinyu.go.jp/archives/reference/docs/kinyusaisyuu.pdf>
- (5) 日本弁理士会 「弁理士“絆”プロジェクト 開催実績」https://www.jpaa.or.jp/projet_kizuna/kizuna_list/kinyu/
- (6) 日本弁理士会 「弁理士“絆”プロジェクト 受講生の声」<https://www.jpaa.or.jp/kizuna/kinyu/student-voice/>

(原稿受領 2020.3.12)

JPAA
Information

ヒット商品は こうして 生まれました!


令和元年
改訂版

ヒット商品を支えた知的財産権

「パテント・アトニー誌」で毎号連載しております、「ヒット商品を支えた知的財産権」。

こちらの記事を一冊にまとめた「ヒット商品はこうして生まれました!」は発明のストーリーをコンパクトにまとめたもので、非常に好評を博しております。

是非ご覧いただき、知的財産、更には弁理士への理解を深めていただければ幸いです。



◆本誌をご希望の方は、panf@jpaa.or.jp までご一報ください。